平成２８年（フ）第８１号
沖縄県島尻郡八重瀬町字具志頭969番地
債務者　次久前澄子
1　決定年月日時　平成28年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月２日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第５５号
群馬県高崎市下里見町800番地２
債務者　バルボーザ　カミラ　ササキ（ＳＡＳＡＫＩ　ＢＡＲＢＯＳＡ　ＣＡＭＩＬＡ）
1　決定年月日時　平成28年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第６４号
群馬県甘楽郡南牧村大字小沢1645番地２
債務者　佐保田吏子
1　決定年月日時　平成28年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第２１号
新潟県三条市嘉坪川２丁目13番25号
債務者　山崎　一巳
1　決定年月日時　平成28年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２８年（フ）第５０号
静岡県御殿場市北久原452番地の４　ボナベンチャー101
債務者　中村　雅志
1　決定年月日時　平成28年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第５８号
静岡県伊豆の国市神島1283番地の１　市営神島住宅　212号、住民票上の住所静岡県伊豆市加殿23番地の５
債務者　中村奈都美
1　決定年月日時　平成28年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第５３号
名古屋市熱田区大宝１丁目14番３－811号
白鳥パークハイツ日比野東
債務者　松村　義雄
1　決定年月日時　平成28年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２５３号
大阪府藤井寺市沢田２－８－35－306、住民票上の住所大阪府八尾市安中町３丁目２番39－107号
債務者　Ｌｉｔｔｌｅ　Ｓｔａｒこと　町田　弘子（旧姓森）
1　決定年月日時　平成28年４月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２３５６号
東京都文京区本駒込５丁目60－９－401
債務者　枝本　史子
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月31日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２３６９号
東京都品川区八潮５丁目10－49－901
債務者　嵐田　勇輝
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月31日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２３９６号
東京都練馬区高野台１丁目11－５－407
債務者　石井眞佐子
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月31日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２４０７号
東京都足立区舎人５丁目13－24－302
債務者　善方　恵美
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月31日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２４１０号
東京都品川区旗の台５丁目10－12
債務者　福田　佳子
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月31日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２４１７号
東京都西東京市東町２丁目10－12－102
債務者　佐藤　誠雄
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月31日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２４１８号
東京都足立区梅田５丁目24－７－303
債務者　山口美奈子
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月31日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２４２１号
東京都武蔵村山市緑が丘1460　1122－505
債務者　バルドナド　エミリー　ヒラリオ
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月31日午前10時
東京地方裁判所民事第20部